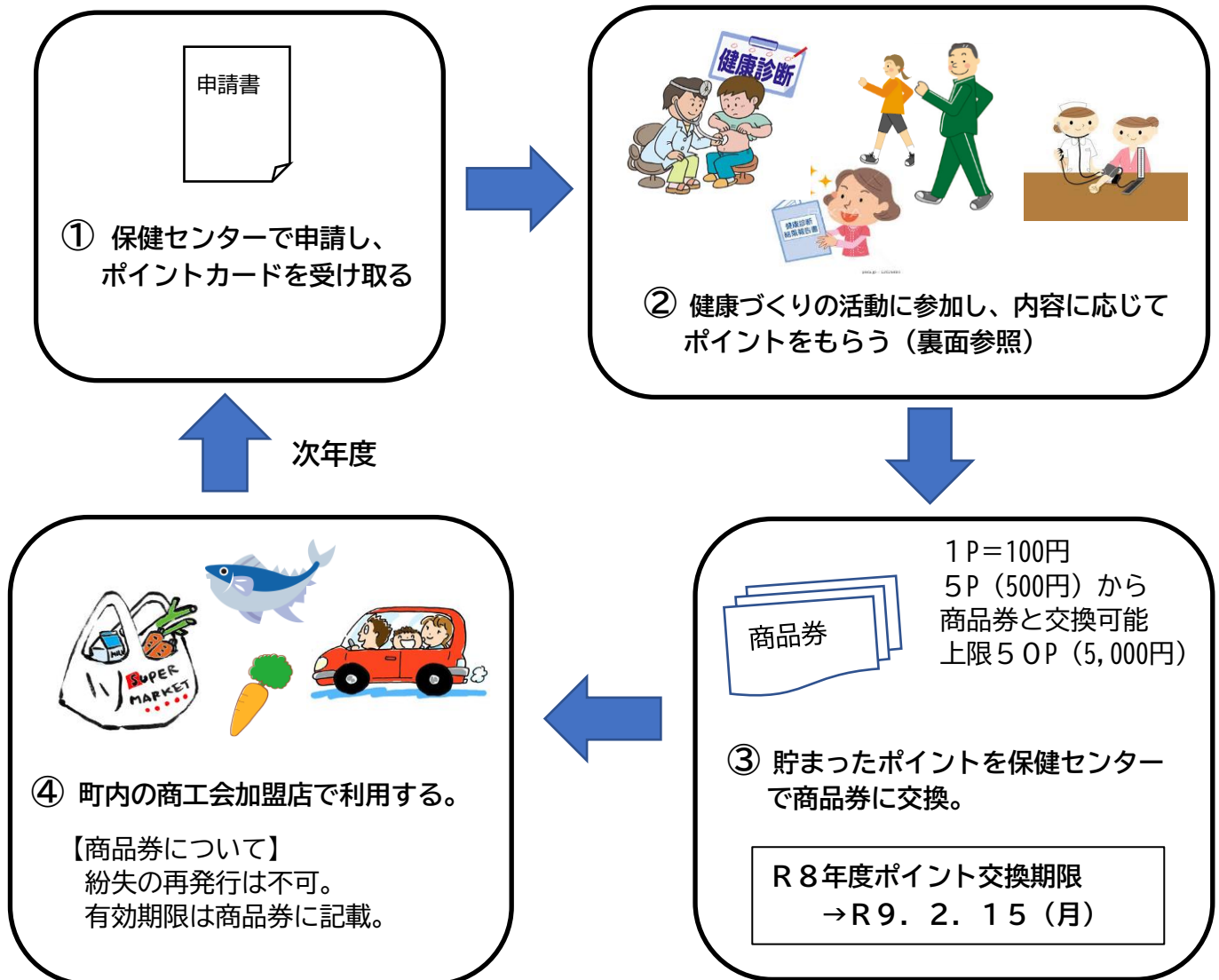


# 徳之島町健康づくりポイント事業のご案内

対象：徳之島町国保に加入する20～64歳の方



- ★紛失時のカード再発行は可能ですが、ポイント再付与は前カードから確認できるものに限りです。
- ★健康づくりポイント事業と元気度アップポイント事業の併用はできません。年度途中で65歳になる場合は、ポイントを商品券へ交換し、残ったポイントは4ポイントまで元気度アップポイント事業へ引き継ぎが可能です。
- ★ポイントの交換は、65歳になる前日までに行ってください。
- ★ポイント交換は、交換時点で徳之島町国保加入者のみ可能です。
- ★登録申請の14日以降からポイント交換が可能になります。  
(14日以内に65歳になる場合は、65歳になる前日までにポイントの交換を行います。)

## ポイントが付与される活動

ポイント付与は当日のみ。

### (1) 徳之島町が主体となって実施するもの

付与ポイント

①特定健診（集団・個別）、職場健診・人間ドッグの情報提供（項目完全版）（*1）	5P
②大腸がん検診、胃がん検診（バリウム）、肺がん検診、女性がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診（*2）	各3P
③各種健診の精密検査受診	各3P
④結果報告会への参加、もしくは結果の本人受取	5P
⑤対面保健指導（特定保健指導においては、初回・終了それぞれで付与）	3P
⑥歯科相談（妊婦及び20歳以上の町民）	各3P
⑦妊婦健診、産婦健診（産後1か月のみ）（*1）	各1P

（\*1）個別健診及び妊産婦健診については、受診が確認できた時点で付与対象とする。

（\*2）各種検診については、町で実施する集団健診のみ付与対象とする。

保健センターで内容確認ができた時点でポイントを付与。

### (2) 参加者が自ら実践するもの（様式は問わず、記録・結果等を確認できるもの。）

■歩数（6,000歩／日以上を月15日以上）	月5P
■血圧測定（20日／月以上）	月3P
■体重測定（20日／月以上）	月3P
■腹囲測定（1日／週かつ月4日以上）	月3P
■特定健診の3年連続受診	2P
■両親学級（マタニティクラス）への参加	1P